



令和4年第11回総会

会 議 録

期 日 令和4年11月29日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和4年第11回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和4年11月29日（火）

2. 議事日程

| 日程番号 | 議案番号 | 件 名                     |
|------|------|-------------------------|
| 1    |      | 会期について                  |
| 2    | 48   | 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について |
| 3    | 49   | 農地法第3条許可申請について          |
| 4    | 50   | 農地法第5条許可申請について          |
| 5    | 51   | 農用地利用集積計画の調整について        |

3. 会議日程

| 月 日    | 時 間  | 内 容                 |
|--------|------|---------------------|
| 11月29日 | 午前9時 | 1. 開 会              |
|        |      | 2. 会議録署名委員の指名       |
|        |      | 3. 開 議              |
|        |      | 4. 会期について 日程第1号     |
|        |      | 5. 議案上程 日程第2号～日程第5号 |
|        |      | 6. 提案理由の説明、質疑       |
|        |      | 7. 討論、表決            |
|        |      | 8. 閉 会              |
|        |      | 9. 全員協議会            |

本日の出席委員は次のとおり

| 役職名 | 議席番号 | 委員氏名  | 委員・推進委員別    |
|-----|------|-------|-------------|
| 会長  | 1番   | 天達範隆  | 農業委員        |
|     | 2番   | 原田克子  | 農業委員        |
|     | 3番   | 水野正子  | 農業委員        |
|     | 4番   | 篠原正   | 農業委員        |
|     | 5番   | 今給黎龍浪 | 農業委員        |
|     | 6番   | 白澤千恵子 | 農業委員        |
|     | 7番   | 眞茅文男  | 農業委員        |
|     | 8番   | 俵積田広昭 | 農業委員        |
|     | 9番   | 園田和寛  | 農業委員        |
|     | 11番  | 中原敬彦  | 農地利用最適化推進委員 |
|     | 12番  | 俵積田正康 | 農地利用最適化推進委員 |
|     | 13番  | 有村貞雄  | 農地利用最適化推進委員 |
|     | 14番  | 桑原和英  | 農地利用最適化推進委員 |

本日の欠席委員は次のとおり

10番 畑野真人 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
主幹兼農地係長 加治屋昭男  
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 00 分 開会

- 議長 開会前にお知らせします。  
畑野委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。
- 令和 4 年第 11 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。
- ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。7 番眞茅委員、8 番俵積田広昭委員をお願いいたします。
- 日程第 1 号会期についてを議題といたします。  
お諮りいたします。  
本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。  
(異議なしと呼ぶものあり)  
異議なしと認めます。  
よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。
- 次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。
- 議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。
- 事務局 日程第 2 号議案第 4 8 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1~2 ページをご覧ください。
- 大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。
- 整理番号 1 5 3 号から 1 7 1 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者農事組合法人〇〇〇〇外 9 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 18 名です。
- 解約面積は田が 12 筆で 5,248 m<sup>2</sup>畑が 26 筆で 39,766 m<sup>2</sup>合計 38 筆で 45,014 m<sup>2</sup>です。
- 以上農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
- 5 番 (今給黎委員) 1 6 0 番からの〇〇さんは亡くなったんだけど、
- 事務局 〇〇〇〇さんが亡くなって、〇〇さんなんですけど、〇〇さんもまったく農業が出来ないということでこの解約を、ということなんですけど、一部の方はもう次の方が見つかったりしていますけど、今ちょっと探したりしてる段階です。
- 以上です。
- 議長 よろしいですか。
- 5 番 (今給黎委員) はい。
- 議長 他にございませんか。
- ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号153号から171号の19件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

[整理番号15号]

整理番号15号の申請地は、別府東町〇〇番、畑、506㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、81歳、大阪府にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、60歳、別府東町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号15号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号15号の申請地については5ページに掲載してあります。

申請地は、別府中学校敷地の北側に隣接し、畑かん地区内に位置します。

整理番号15号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号15号について、俵積田広昭委員をお願いします。

8番(俵積田広昭委員)整理番号15号について報告いたします。

11月11日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は俵積田集落に居住する、兼業農家です。

甘しょ栽培に従事し、農業を営んでいます。

申請地の説明は事務局の説明のとおりです。

別府東町〇〇番地は畑かん地区内です。

東側と南側は市道、北側と西側は甘しょ掘り取り後の畑です。

権利取得後も、これまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条元可申請の整理番号15号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が3件です。

[整理番号30号]

整理番号30号の申請地は立神北町〇〇番〇，畑，328㎡外1筆，合計415㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいの為、申請地に自宅を建築したい。併せて、通路を整備したい。」とのことです。

申請地は8ページに掲載してあります。

下野原公民館から南西側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は415㎡で問題ないものと思われれます。

一般住宅転用にあたり、造成は、現状のままで、整地のみです。

北側及び東側農地境界には、ブロック積みを施します。

建物は高さ5.7mの平屋であり、農地境界より1m程度控えて建築します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

[整理番号31号]

整理番号31号の申請地は園見本町〇〇番〇，畑，357㎡外1筆，合計475㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅・通路です。

申請事由は、「現在借家住まいの為、申請地に自宅を建築したい。併せて、通路を整備したい。」とのことです。

申請地は10・11ページに掲載してあります。

牧園集落研修館より東南側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。計画内容は居宅1棟の建築です。

計画面積は475㎡で問題のないものと思われま

す。一般住宅への転用にあたり、一筆の土地を5筆に分筆し、一般住宅、通路及び農地として、利用されるものであります。

西側は既存の擁壁があり、北側及び東側の農地境界にはブロック積みを施しま

す。建物は高さは5.7mの平屋であり、北側農地境界より1.4m控えて建築しま

す。なお、車の出入りについては、申請地の通路部分及びその南側の雑種地からおこないますが、個人所有であることから、通行についての承諾は所有者から得ているとのことです。

また、許可後に、隣接土地の所有者間で持ち分の協議がなされるとのことです。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号32号]

整理番号32号の申請地は寿町〇〇番〇、畑、275㎡です。

譲受人は有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さん外1名です。

転用目的は資材置場です。

申請事由は、「申請地を鮮魚運搬用の木箱を保管する置場として利用するため。」とのことです。

申請地は、13ページに掲載してあります。

寿町・コスモス枕崎店から北西側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を資材置場の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。計画面積は275㎡で問題のないものと思われま

す。計画内容は鮮魚運搬用の木箱2000個分の置場としての利用です。

計画面積は275㎡で問題のないものと思われま

す。資材置場への転用にあたり、現況のまま整地し、砂利敷きします。

周囲境界には既存の擁壁が施してあります。

境界より1.5m以上控えて設置します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

資料上では畑野委員だったのですが、今月欠席ですので、整理番号30号から32号について、水野委員をお願いします。

3番（水野委員）整理番号30号について報告いたします。

11月17日に水野農業委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人代理の塩屋事務所の〇〇さんです。

30号の申請地は、説明にありましたとおり、立神北町に位置する農地で、保全管理された畑です。

転用目的は一般住宅です。

〇〇-〇については、〇〇-〇への通路になります。

申請地の〇〇-〇の東側及び北側は畑、西側は雑種地、南側は宅地と通路予定の畑です。

建物は、平屋であり、境界から控えて建築し、周辺土地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、通路を通じて、南側側溝へ放流します。

生活排水については、通路南側の市道に埋設されている下水道管へ排水します。

隣接する土地には、ブロックの区画積みをして、土留めをします。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きまして整理番号31号について報告いたします。

調査員については、30号と同じです。

立会人は申請人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

31号の申請地は、説明にありましたとおり、園見本町に位置する小集団の農地で、保全管理された畑です。

申請地の〇〇-〇は、〇〇-〇からの取付け道路になります。

申請地の〇〇-〇は、北側は分筆された畑、西側は畑、南側は宅地、東側は通路予定の畑です。

建物は平屋であり、境界より控えて建築し、周辺土地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

西側と南側については、防護柵を設ける計画です。

雨水については、〇〇-〇に設置済みの側溝へ放流します。

生活排水については、南側の市道に埋設されている下水道へ排水する計画です。

なお、農地や住宅が隣接している地域であるため、隣地の所有者へ住宅建築の周知を行うよう指導したところです。

今回の申請地は公道に接していないため、〇〇-〇を通じて、申請地に入出入りすることに何等支障証はない旨の承諾書を取り交わしております。

被害防除計画も示されており、やむを得ない申請と思われます。

続きまして整理番号32号について報告いたします。

立会人は申請人代理の福元事務所の〇〇さんです。

32号の申請地は、説明にありましたとおり寿町に位置し、周辺は宅地で擁壁に囲まれており、南西側に市道があります。現在、保全管理された農地です。

枕崎市漁業協同組合の敷地に業務用の木箱を置いていましたが、敷地内に漁協の冷蔵庫を新築中で、置けなくなり、申請地を選定したとのことでした。

申請地は市道から傾斜があるので、そのまま、砂利敷きにして使います。

木箱も使用前の木箱を置くので、周辺に影響はないとのことでした。

雨水については自然流下により、南西側側溝へ放流します。

境界より控えて設置し、工作物を建築しないため周辺土地への日照通風等支障を及ぼしません。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告をおわります。

議長

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号30号から32号の3件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局

日程第5号議案第51号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

まず、1の利用権設定関係ですが、14～16ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号139号から168号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外29名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外34名で設定面積は、畑が25筆で39,310㎡樹園地が59筆で94,037㎡合計84筆で133,347㎡です。

次に3の所有権移転関係が1件です。17ページをご覧ください。

整理番号8号、譲渡人は別府東町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は茅野町の〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は1a当たり約5万5千円で移転する土地は2筆で面積は合計2,709㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整の、利用権設定の整理番号139号から168号まで、所有権移転の整理番号8号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第51号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 25 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 眞茅 文男

会議録署名委員 俵積田 広昭